

## 第59号議案

春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、退職手当の支給の対象となる会計年度任用職員の範囲、退職手当の支給制限の要件等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

春日市職員退職手当支給条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「給与条例」と総称する。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

第5条の2第2項中「第7条第6項」を「同条第9項」に改める。

第6条の5第2項中「給与条例に規定する」を削る。

第7条第5項中「には、職員以外の地方公務員」を「には、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下これらを「地方公共団体等」という。)の常時勤務に服することを要する公務員」に、「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

- 6 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しないもののうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して6月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引

き続いて勤務した期間

- 7 第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する地方公共団体等の公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 8 第6項の規定は、地方公共団体等の公務員又は国家公務員であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。  
第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。